

目的・経過 活用 運営、企画 組織体制 うらやましい、逆差別

差別の実態がある
経過と実態を踏まえた開かれた対応

差別は再生産していない
人権推進室でなく、専門機関対応

同和問題の課題をまとめる所管が必要。二重性は専門部になると、人権問題薄まる。
人権推進室は現状維持で。

財政厳しい
補助金がなくなれば、このまま維持できない。
分権化も進む

課長級館長を廃止し、嘱託職員や専門職員を配置

人権推進室は縮小
児童館は、福祉保健部 or 教委へ
人権ふれあいセンターは、福祉保健部へ

貸館行なっている
福祉施策部分を取り入れていくことは大事

人権ふれあいセンターは、事業特化(福祉施設に置き換え)

貸館

デイなどは、人権問題・人権学習も行なっている。

事業特化し、デイなどは、公民館等全市に広げる。

施設のないところは、手作りで「サロン」をしている。

設置目的、経過は大事。

設置目的、経過を市民に伝えることは、ふれあいセンターにならない。

設置目的、経過を市民に伝える。

相談事業、大事。
人権推進室は、専門部署との接着剤。

施設のない地域には、相談もない。職員はお年寄り顔知らない。

担当、運営母体が変われば、連携できる。
機構で人権と福祉が連携できるように

運営委員会あて職。評価していない。小学校区に広がっていない。

費用対効果が悪い

空き施設の有効活用。重複施設の活用。

運営を民間主体に
・指定管理
・運営委員会活性化(幹事会、利用者会)

特定地域の事業展開

地域福祉計画のとおり、福祉推進協議会で施設の活用も考える。

広報「ふくちやま」等広報活動の必要。

他市と比較して職員数多い。

お年寄りの見守り活動等地域密着型の取り組みが必要

館を中心に、公民館、婦人会、老人会の活動拠点になっている。

一般対策なら、人権推進室不要。
二重行政

人にやさしい人づくりに市がお金をつぎ込んでいるのは、やさしい市

「児童クラブ」、「子育てサークル活動の場」「多目的ホール」「貸館」
「身体障害者センター」「地域活動支援センター」「就労支援事業特化」
「DV シェルター」「子育て支援センター」
「一般施策のメニュー活用」